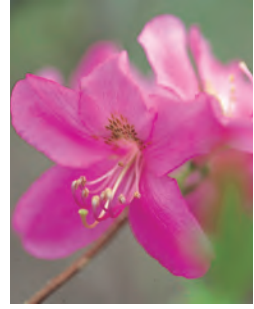




## 人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



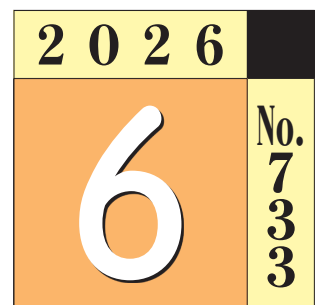
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



「むらっこはうす」開所式／2026年4月15日

- 02 トピックス 赤井川村子ども第三の居場所「むらっこはうす」開所式・協定書調印式 ほか
- 04 健康支援センターだより 高齢者肺炎球菌ワクチン接種 ほか
- 06 むらの事件簿 「林野火災注意報・警報」が運用開始 ほか
- 07 お知らせ伝言板 NHK「あさイチ」で赤井川バーガーが全国放送されます！ ほか
- 12 赤井川村写真館・編集後記



# トピックス

## 赤井川村子ども第三の居場所「むらっこはうす」開所式・協定書調印式

2026.4.15 健康支援センター

4月15日(水)赤井川村健康支援センターにて、総計24名のご来賓の方々にお越しいただき開催しました。

開所式では、ご来賓の方よりご祝辞をいただいたほか、子ども第三の居場所に係る企業版ふるさと納税をいただいた企業2社へ感謝状を贈呈。また、「むらっこはうす」の紹介ではスタッフと一緒に第三の居場所の子ども達が紹介者として登壇し、短編動画を上映しました。

皆さまへ、こどもが主体となって日々をいきいきと過ごす日常の魅力をお伝えできたと思います。

協定書調印式では、令和8年4月に開所の子ども第三の居場所開設に伴い、事業実施に係る協定書をB&G財団と交わしました。加えて施設内覧会も実施し、建物に込められた思いや背景を皆さまに知っていただく時間となりました。

赤井川村拠点は道内で14か所目、全国では271か所目の拠点となります。

家庭でも、学校でもないこの第三の居場所で、こどもの心とからだの安心安全を基盤に、赤井川村での原風景をこどもたちへ伝えられる活動をこれからも続けていきます。



## 区会長会議が開催されました

2026.4.23 赤井川村役場

令和8年第2回目の区会長会議が4月23日(木)に役場会議室で開催されました。

今回の会議では、舗装の補修要望について等、意見が寄せられました。区会長会議に提出された議題は次のとおりです。

### 【総務課】

- (1) 役場の事務執行体制について
- (2) 地区別行政懇談会について
- (3) 令和8年度予算関係について
- (4) 令和8年度区会交付金について
- (5) むらバス運行について
- (6) 北海道新幹線工事の進捗状況について

### 【住民課】

- (1) 区会街路灯設置事業補助について
- (2) マイナンバーカードの更新について
- (3) ゴミ等の分別について
- (4) スズメバチの巣の駆除について

### 【保健福祉課】

- (1) 令和8年度住民健診について
- (2) 予防接種について
- (3) 健康づくり計画第3期策定について
- (4) こどもを産み育てる支援制度について
- (5) 悠楽学園大学の参加促進について
- (6) 地域包括支援センターについて

### 【産業課】

- (1) 鳥獣被害防止対策事業について
- (2) 高病原性鳥インフルエンザについて
- (3) 林野火災予防消防対策について
- (4) カルデラ温泉使用料の改定について

### 【建設課】

- (1) 道路愛護運動の協力依頼について
- (2) 花いっぱい運動について
- (3) 令和8年度建設課所管の主要工事实施予定について
- (4) 水道事故発生に対する対応について
- (5) その他(水道基本料金の減免について)

### 【教育委員会】

- (1) 学校教育の様子について
- (2) 社会教育の取組について
- (3) 役場図書コーナーの本をどんどん借りてください





## みやこ公園パークゴルフ場オープン

2026.4.25 みやこ公園パークゴルフ場

4月25日(土)に、みやこ公園パークゴルフ場がオープンしました。オープン前には赤井川村パークゴルフ協会会員により、コースのゴミ拾いも行われました。

今年も、みやこ公園でパークゴルフをお楽しみください!

## 地域おこし協力隊活動報告日誌

No.37 地域おこし協力隊 村松 留衣

9月に赤井川村へ移住し、地域の方々に支えていただきながら、1月に冬季限定キッズルーム「ゆきのぼっけ」をオープンしました。今シーズンは、キョロリゾートを訪れるご家族を中心にご利用いただき、スキーやスノーボードを楽しむ保護者の方々がお子さまを安心して預けられる環境づくりに取り組みました。

子どもたちは、おもちゃ遊びや絵本、雪遊びなどを楽しみながら過ごし、スタッフと笑顔で関わる様子も多く見られました。初めて託児を利用される方も多く、「安心して預けることができた」「子どもがまた行きたいと言っていた」など、嬉しい声をいただくことができました。

また、運営を通して、地域の方々や関係者の皆さまに多く支えていただき、地域とのつながりの大切さを改めて感じるシーズンとなりました。村内の方々にご協力いただく場面も多く、人とのつながりが活動の支えになっていることを実感しました。

私自身も、赤井川村へ移住する前から楽しみにしていたパウダースノーを存分に楽しむことができ、赤井川の冬の魅力を改めて感じることができました。

今後は、「ゆきのぼっけ」での経験を活かし、地域の子どもたちや子育て世帯に向けた新しいサービス展開についても考えていきたいと思っています。子どもたちが安心して過ごせる場所づくりや、地域の皆さまに役立つ活動を目指し、引き続き取り組んでいきます。



# 健康支援センターだより

これから紫外線が強くなる季節です。外出時は、日傘や帽子、サングラス、日焼け止めなどで紫外線対策を心がけましょう。紫外線対策の詳しいポイントは、右記のQRコードからご確認いただけます。



## 高齢者肺炎球菌ワクチン接種

対象者の方には個別にご案内をしておりますので、詳しくは、郵送されたご案内をご覧ください。

■対象者  
① 65歳の方（年度内に65歳になる方ではなく、接種日に65歳の方）

② 60歳以上64歳以下で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■接種期間  
66歳の誕生日の前日まで

■接種可能な医療機関  
① 赤井川診療所  
② 余市医師会の医療機関

■接種方法  
20価肺炎球菌ワクチンを1回注射します。

■接種料金  
無料

## 带状疱疹ワクチン定期接種

対象者の方には個別にご案内をしておりますので、詳しくは、郵送されたご案内をご覧ください。

■対象者  
① 年度末年齢65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方

② 60歳以上64歳以下で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

■接種期間  
令和9年3月31日まで

■接種可能な医療機関  
① 赤井川診療所  
② 余市医師会の医療機関

■接種方法  
生ワクチンは1回接種。組換えワクチンは2回接種。

■接種料金  
・生ワクチン（ビケン）1回2,600円  
・組換えワクチン（シングリックス）

1回6,600円  
※生活保護世帯は無料

## 定期接種年齢外の带状疱疹ワクチン

村では、带状疱疹の発症率が高くなる50歳以上、64歳の方にも今年度からワクチンの費用助成おこなわれます。定期接種の対象年齢になる以前に、接種をご希

望の方は接種費用の1/2の額を助成します。

■接種方法  
接種をご希望の方は、予約票を発行しますので、保健福祉係までご連絡ください。

■対象者  
年度末年齢50～64歳の方

■接種可能な医療機関  
① 赤井川診療所  
② 余市医師会の医療機関

■接種方法  
生ワクチンは1回接種。組換えワクチンは2回接種。

■接種料金  
・生ワクチン（ビケン）1回4,400円  
・組換えワクチン（シングリックス）

1回11,000円  
■お問い合わせ  
保健福祉係  
Tel 351-2050

## 余市協会病院での小児予防接種が再開しました

令和8年2月より休止となっていました余市協会病院での予防接種が4月より再開しています。接種を希望される方は電話予約の上、接種をお願いいたします。

## 診療日

毎週水曜日（祝日を除く）

13時30分～15時 予約制

■予約受付時間  
平日15時30分～17時

■お問い合わせ  
Tel 0135-123-3126

## 献血へのご協力 ありがとうございました

4月6日（月）に移動採血車「ひまわり」が来村し献血を実施しました。

今年度の移動採血車での献血は22名の方にご協力をいただきました。

血液は、採血後21日間しか有効期限がありません。少子高齢化による16歳から69歳の献血可能年齢の方の人口減少に伴って、道内では全ての血液型で不足状態が続く見込みです。

次回の村内で実施する献血は8月18日（火）となります。近隣町村でも実施することがありますので、移動採血車を見かけた際には皆様のご協力をお願いいたします。

## 歯と口の健康週間

6月4日～10日は、全国各地で歯と口の健康や歯周疾患の予防・早期発見・早期治療についての啓発が行われます。今年度の標語は、「**歯みがきは 体を守る**」です。

### 「歯みがきは 体を守る」

歯と口の健康は、むし歯や歯周病の予防だけでなく、よく噛んで食べることや誤えん予防など、全身の健康にもつながります。毎日のケアに加えて、定期的に歯科を受診し、お口の状態を確認しましょう。

- ・ 歯ブラシは鉛筆を持つように軽く持ち、力を入れすぎずにみがく
- ・ 歯間ブラシやフロスを併用して、歯と歯の間の汚れも落とす
- ・ 就寝前は特に丁寧にみがき、みがき残しが気になる方は鏡で確認する
- ・ 歯ぐきの腫れ・出血、口臭、しみる、噛みにくいなどの症状がある場合は、早めに歯科医院へご相談ください。症状がなくても、歯石除去やクリーニングを含めた定期的なチェックがおすすめです。

## 熱中症予防

夏が近づき、気温と湿度が上がり、熱中症になりやすくなります。

- ・ のどが渇く前に水分補給
- ・ 無理をせず、こまめに休息
- ・ 睡眠不足を避け、バランスのよい食事を心がける

熱中症になりやすい日は、防災無線で注意喚起をお知らせします。そのような日には、涼しく過ごせる場所（涼み処へすぐみどころ）として、健康支援センター悠楽室と村内の郵便局2か所を開放します。家にエアコンがない方や、暑くて過ごしにくいと感じたときは、気軽に立ち寄りください。

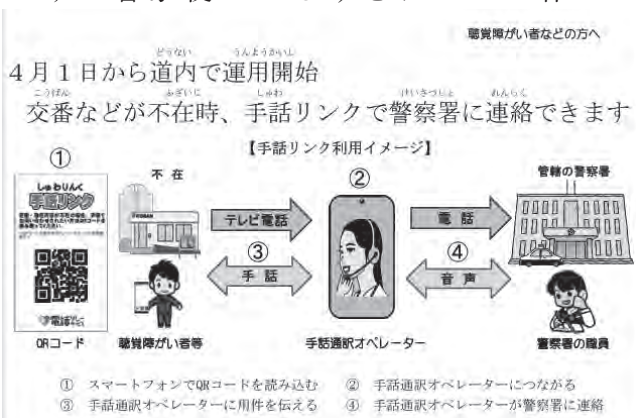
### ■涼み処利用可能な日時

- ・ 健康支援センター 悠楽室  
平日8時30分～17時15分
- ・ 赤井川郵便局  
平日10時～15時
- ・ 都郵便局  
平日10時～15時

## 交番・駐在所における「手話リンク」導入

北海道警察では、本年4月1日から、道内の全交番・駐在所において聴覚障

がい者の方が不在の交番・駐在所を訪問した際の対策として、「手話リンク」を導入することとなりましたのでお知らせします。



## 赤井川村地域包括支援センターは高齢の方の総合相談窓口です

赤井川村で暮らす「高齢者の方の皆さんの総合相談窓口」として、地域包括支援センターをご利用ください。

高齢者ご本人様、ご家族様、地域の皆様、ごなたからの相談も受け付けます。

まずは、地域包括支援センター（48-5205）へご相談ください。  
※来所、お電話、訪問どれでも対応いたします。  
※平日に限ります。

## 口腔衛生キャンペーン「むし歯予防デー2026」イベント

歯やお口の健康は、毎日のちよつとした心がけ（習慣）が大切です。

そこで、地域の皆さんに、歯科健診やお口のケアについて知っていただくため、次のとおりイベントを開催します。

### ■日時

6月13日（土）  
13時30分～15時30分

### ■場所

後志総合振興局1階 道民ホール  
（虻田郡倶知安町北1条東2丁目）

### ■内容

後志歯科医師会主催・倶知安保健所が共催で開催している「歯のイベント」です。

- ① 歯科医師による歯科健診・相談
- ② 歯科衛生士による歯磨き指導・フッ素塗布

- ③ むし歯危険度チェック、指の模型作成体験
  - ④ オーラルフレイルチェック（噛む力のチェック）等
- ※全て無料です。

### ■お問い合わせ

北海道倶知安保健所企画  
総務課企画係  
TEL 0136-123-1952



## 無料法律相談所の開設

### ■日時

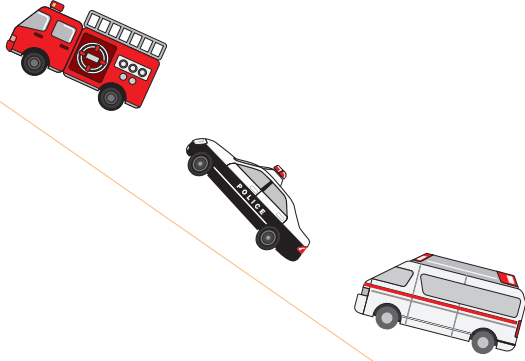
6月17日（水）13時～16時

### ■場所

余市町中央公民館（余市町大町4丁目143番地）  
TEL 23-5001

※ご利用される方は、事前に必ず余市町役場へご連絡願います。  
（TEL 21-2111）

# の ら む 簿 件 事



## 「林野火災注意報・警報」が運用開始

令和7年2月に岩手県大

船渡市で発生した林野火災をはじめ、近年、全国各地において大規模な林野火災が発生しています。このような状況を踏まえ、火災予防条例が一部改正され、「林野火災注意報」「林野火災警報」が令和8年1月1日より運用開始されています。林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際、林野火災注意報を発令し、火災予防条例に定める「火の使用制限」について、努力義務を課します。

さらに、火災予防上危険な気象状況になった際には林野火災警報を発令し、同条例に定める「火の使用制限」について、義務を課します。(違反した場合、消法により30万円以下の罰金または拘留の対象となる場合があります)

### ○「林野火災注意報」発令基準

①前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリ以下

②前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ乾燥注意報が発表

※①又は②のいずれかの条

件に該当する場合

### ○「林野火災警報」発令基準

林野火災注意報の発令要件に加えて強風注意報が発表されたとき

### ○火の使用制限について

- ・山林、原野等において火入れをしないこと(畑での野焼きを含む)
- ・煙火(花火)を消費しないこと
- ・屋外においての火遊び又はたき火をしないこと
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ・残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること

注意報・警報発令の際には防災無線でお知らせします。

ご不明な点ありましたら左記までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

北後志消防組合赤井川支署  
TEL 34-6033

余市警察署だより

## バイクの交通事故防止



○交通ルール・マナーを守りましょう。

スピードの出し過ぎは、カーブを曲がりきれず対向車線へはみ出したり、路外へ逸脱する事故につながるおそれがあります。バイクの特性を理解しましょう。

○ゆとりをもったツーリングを！  
仲間とツーリングをする際には、仲間同士でゆとりをもった計画を立てることもや、仲間から離れてしまった場合の集合場所をあらかじめ決めておくことが大切です。



## 北海道警察官募集 「道民とともに 道民のために」

警察官の仕事は、交番勤務や犯罪捜査、防犯活動、交通指導取締り、災害救助等多岐にわたります。上司や同僚、部下等の仲間と共に、同じ目標に向かって仕事に取り組んでいます。

北海道警察は仕事のやりがいはもちろん、私生活も大切にしている組織です。

休暇や給料、育児や介護との両立等、私生活も充実させたい方にとって魅力あふれる組織です。

各種説明会やイベントを開催しているので、まずは、説明会等に参加して北海道警察について知ることから始めましょう。

説明会等の案内は、北海道警察ホームページや採用センターのSNSを御覧ください。

受験申込みは、7月1日から始まります。

# お知らせ 伝言板

## NHK「あさイチ」で赤井川バーガーが全国放送されます！

6月2日(火)、NHK総合の朝の情報番組あさイチの生中継コーナーで、赤井川村の新メニュー「赤井川バーガー」が紹介される予定です。

「あさイチ」は、毎週平日の朝に放送されている生活情報番組で、暮らしに役立つ情報や全国各地の話題を届けています。今回の生中継では、赤井川村の魅力が詰まった赤井川バーガーのおいしさやこだわりが全国に発信されます。

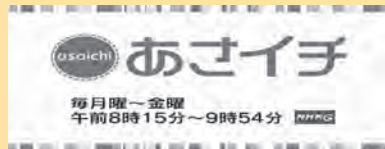
放送は6月2日(火)午前8時15分から。赤井川村が登場する生中継コーナーは、番組内で9時20分頃に放送されますので、ぜひご覧ください。(番組の都合上、放送時間に変更になる場合があります。)

また、放送終了後はNHKのインターネットサービスNHK ONEで1週間見逃し配信される予定です。放送時間にご覧になれない方も、スマートフォンやパソコンからお楽しみいただけます。

番組をご覧になって「食べてみたい!」と思った方は、ぜひ赤井川バーガーを味わいにお越しください。赤井川バーガーは、村の燈(山村活性化支援センター)で提供しています。地元の食材を生かした赤井川村自慢の味を、この機会にぜひご賞味ください。

■営業時間 午前10時～午後5時

■定休日 毎週月曜日



## 村公 式 LINE 誕生

3月の区会回覧でも周知させていたいただいておりましたが、村公式LINEが誕生しました。

公式LINEでは村に関するイベントや防災情報などの発信していくほか、設定によって村内のゴミ収集日を前日に通知してくれる機能もあります。

LINEを登録している方は、ぜひ左記QRから友達追加をお願いいたします。



## 年金受給者 死亡時の手続き

### 年金

を受けられている方(年金受給者)が亡くな

れた場合は、亡くなられた時から14日以内に親族の方などから「年金受給権者死亡届」を提出していただくこととなります。提出が遅れると亡くなった後も年金が引き続き支払われ、遺族の方よりお返しいただくこととなりますので、ご注意ください。

また年金受給者が受け取り残した年金がある場合、年金受給者と生計を同じくしていた遺族(配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹)の方が「未支給年金」を請求いただくことでお受け取りいただけます。

なお、未支給年金は年金受給者が亡くなった月分まで受け取ることができます。

### お問い合わせ

住民課 住民係  
Tel 4816278

# 農業委員会だより

## 農業委員会総会第34回

開催月日 / 4月28日

### ■会議案件

◇農用地利用集積等促進計画の決定について

◇農業委員会の最適化活動の目標等について

◇農地等の利用最適化推進に関する指針について

## お知らせ

●農地（田・畑など）について、下記のいずれかに該当する場合、手続きが必要となりますので農業委員会までお知らせ願います。

### ◇農地を転用するとき

農地の転用とは、田や畑などの農地を、宅地などの農地以外に使用することをいいます。農地を転用する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。転用の計画がありましたら必ず事前にご相談ください。許可を受けないで転用した場合や、許可の内容と異なる目的に転用した時には、厳しい罰則が定められており、場合によっては原状回復を含めた是正指導が行われます。また、農地以外であつても農業振興地域に該

当する土地であれば別途届出が必要になりますので、産業課農政係までお問い合わせ下さい。なお、農地の利用や保全に必要な施設（農道・農業用倉庫等）を200平方メートル未満の農地を利用して転用する場合は、許可申請ではなく、届出になります。

### ◇農地を売買、贈与するとき

農地を農地のままで売買等する場合は、農業委員会の許可を受けなければなりません。この許可は耕作目的で農地を取得するもののため、農地を取得した方は、自ら農作業に常時従事しなければなりません。

### ◇相続で農地を取得するとき

相続により農地を取得した場合、農地法の許可は不要ですが、すみやかに農業委員会へ届ける必要があります。（農地法第3条の3第1項）

### ◇農地情報の提供のお願い

皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方）や、農業経営の規模拡大を考えている方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。村内に空き農地をお持ちの方は、赤井川村農業委員会事務局までご相談ください。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

### ◇受付件数売却希望

1件 買受希望 1件  
（令和8年5月14日）

## 後志広域連合職員募集

●後志広域連合は後志管内16町村で税の滞納整理、国民健康保険事業、介護保険事業などの事務を共同で行う特別地方公共団体です。

この度、令和9年4月より業務に従事する正規採用職員の募集をします。

### ■受験資格

高校、専門学校、短大、大学、大学院を卒業し、民間企業等における実務を3年以上経験している方で、昭和50年4月2日以降に生まれた方。

### ■申込締切

6月30日まで（必着）

### ■試験

一次試験（書類選考）、二次試験（面接）

### ■お問い合わせ

後志広域連合総務課  
〒044-8588  
虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎車

庫棟2階  
TEL 0136-55-8010

## 各種自衛官等募集

●一般曹候補生・2等陸・海・空士

●応募資格  
18歳から33歳未満

●受付期間  
お問合せください

●試験内容  
筆記試験、適正検査、口述試験、身体検査等

●イベント案内  
おたる祝津にしん・お夕テ祭り（6月6～7日祝津港）

●小樽商科大学緑丘祭（6月20日～21日 大学校内）

●防災ラポ（6月20日 ウイングベイ小樽屋外駐車場）

●自衛隊ブースを出展予定にて、グッズ配布など

### ■お問い合わせ

自衛隊札幌地方協力本部  
小樽地域事務所  
（9時～17時30分）  
小樽市稲穂2-22-4  
樽石ビル2F  
TEL 0134-22-5521

※土日祝日を希望される方は事前にご連絡ください。

## 運転免許更新時講習

●優良運転者講習（30分）  
6月11日（木）15時30分

6月24日（水）14時30分

●一般運転者講習（1時間）  
6月24日（水）13時

●違反講習・初回講習（2時間）  
6月11日（木）13時

※会場は全て余市町中央公民館です。

※余市警察署で免許更新を行う場合、新免許証は約40日後に警察署での交付となります。

①更新手続き（視力検査、書類作成、手数料の納付）

②更新時講習受講

③新免許証の交付

の順番で手続きを行います。

※免許証の有効期限内に更新手続きと講習の受講が終了していない場合、免許は失効します。

※講習会場設置準備など受講人数の把握のため受講希望日を確認しています。

※受講にあたっては、係員の指示に従ってください。

※更新手続きにあたっては、お手元に届いた運転免許証更新連絡書の内容を確認し、ご不明な点は左記までお問い合わせください。

### ■お問い合わせ

余市警察署交通課  
TEL 0135-22-0110

## 火山防災

登山シーズンの到来を告げる「山開き」は、安全を祈願し、山への立ち入りが本格的に始まる節目の行事で、この日から多くの人が登山や自然散策を楽しむ時期となります。

火山は、美しい景観や温泉などの恵みをもたらす一方、噴火が起こると、噴石や火砕流による被害のほか、火山から離れた地域でも、火山灰が農作物や交通、ライフラインに影響を及ぼすことがあります。

8月26日の「火山防災の日」は、このような火山災害への備えと理解を深める日です。

火山の近くに出かける際にはインターネットやスマートフォンなどで事前に火山の特徴や活動状況を確認し、登山するにはヘルメットやゴーグルなどの装備品を事前に準備しましょう。

## 税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

2026年度の採用試験の概要は次のとおりです。

### ■受験資格

令和8年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者

○令和9年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

### ■申込受付期間（インターネット申込み）

6月12日（金）午前9時～6月24日（水）（受信有効）

申込専用アドレス  
<https://www.jiriji-shiken.go.jp/juken.html>

※インターネット申込みができない場合  
 受験を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

### ■第1次試験「基礎能力試験、適性試験、作文試験」

9月6日（日）  
**第1次試験合格者発表日**  
 10月8日（木）

### ■第2次試験（人物試験、身体検査）

10月14日（水）～10月23日（金）のうち指定する日

### ■最終合格者発表日

11月17日（火）

### ■お問い合わせ

札幌国税局人事第2課採用担当  
 Tel 011-231-5011  
 （内線2315）  
 最寄りの税務署（総務課）

## 6月は「外国人雇用啓発月間」です

知って、守って、みんなで活躍！外国人雇用はルールを守って適正に！

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が見られます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ① 就労が認められる在留資格であること
- ② 雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③ 労働保険・社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では労働施策総合推進法に基づく外国人労働者の適正な雇用のための指針を定めていますので、ご確認ください。外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いします。

## 電波ルールは守って正しく使いましょ！

免許を受けていない無線局の電波（不法電波）は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすだけでなく、警察、消防、救急、防災、交通など、人命や財産にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

総務省北海道総合通信局では電波を監視し、正しい電波環境の維持に努めています。

電波に関する困りごとやご相談は、お問い合わせください。

### ■お問い合わせ

総務省北海道総合通信局  
 Tel 011-737-0099  
 電話受付時間  
 8時30分～12時

◆◆赤井川村SOSネットワーク◆◆

高齢者がいなくなったことに気づいたらすぐに余市警察署へご連絡ください。  
**「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。**

Tel 0135-22-0110

13時～17時  
 （土・日・祝日を除く）

# 年金だより

## 国民年金の保険料を納めるのが困難な場合：

国民年金の保険料を納めることが困難な方で、本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下または失業などにより、納付することができない方が、申請により保険料の全額または一部納付が免除される「保険料免除制度」があります。

### ■免除となる所得のめやす

◇全額免除 ↓（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円

◇4分の1納付（4分の3免除）  
↓88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇半額納付 ↓128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

◇4分の3納付（4分の1免除）  
↓168万円＋扶養親族等控除額

※申請人ご本人のほか、配偶者及び世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。  
※令和8年1月～令和8年6月分の申請については、前々年（令和6年）の所得で審査を行います。

### ■継続審査をご存じですか？

国民年金の保険料免除手続きは1年間（7月～翌年の6月）を単位として、毎年行うのが原則ですが、申請書下部の継続申請確認欄に○を記入すると、全額免除、及び納付猶予の2つの区分に限り、改めて申請をすることなく、審査を自動で済ませることができま

◇所得の審査を行う為、申告等を済ませていることが条件です。  
◇災害、失業、配偶者の暴力等によって、保険料の納付が著しく困難であると認められたことによる特例の全額免除、及び4分の1・半額・4分の3免除では、継続申請はできませんので、ご注意ください。

※詳しくは、小樽年金事務所（TEL0134-33-5026）までお問い合わせください。  
※自動音声案内になります。

## 赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し収集されたもので、測定方法は左記のとおりです。

### ■測定方法

◇測定機器／モニタリングポスト（北海道設置）

◇測定場所／北後志消防組合赤井川支署

◇測定時間／2分間隔で常時測定

### ◇公表

◇広報／毎週火・金曜日の9時現在データ（前月14日までの結果）を掲載

### ■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位：μGy)	天候
4.17	0.034	晴れ
4.21	0.047	晴れ
4.24	0.036	晴れ
4.28	0.034	晴れ
5.1	0.035	晴れ
5.5	0.033	晴れ
5.8	0.036	晴れ
5.12	0.034	晴れ

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

※即時データを村で抽出して掲載することから、北海道が公式に発表するデータと異なる場合がありますのでご了承ください。

HP／北海道原子力環境センターHPで即時データが確認できます。  
(<http://www.genshi.pref.hokkaido.jp/>)

※HPで公表されている内容は役場庁舎ロビーに設置されたモニターでもご覧頂くことができます。

◇測定単位／μGy（マイクログレイ）

## 6月の気象情報

天気は数日の周期で変わるのでしよう。

◇気温ー高50%・平30%・低20%

◇降水量ー高40%・平30%・低30%

## 住民のまど

いつまでもお幸せに(婚姻)

お名前 月・日 区会

堀田 政裕さん

稲木 滋子さん

5・4 2町内

お悔やみ申し上げます

お名前 年齢 区会

阿部 猛さん

71歳 1都

田村ヨシエさん

96歳 1町内

## 村長のしごき

〈4月15日～5月14日〉

(4月)

15日◇北海道道路利用者会  
議総会／札幌市

◇子ども第三の居場所  
開所式／字赤井川

16日◇北海道町村会定期総  
会／札幌市／17日

◇電子自治体共同運営  
協議会総会／札幌市

17日◇入札／字赤井川

18日◇赤井川村新ご当地グ  
ルメ赤井川バーガー

試食会／字常盤

◇通夜出席／余市町

19日◇葬儀出席／余市町

21日◇公立高等学校配置計  
画地域別検討協議会

／Web

22日◇札幌管区気象台来庁

◇字赤井川  
出光興産赤井川担当  
来庁／字赤井川

23日◇区会長会議／字赤井  
川

◇郵便局長来庁／字赤  
井川

24日◇ニッカの会／余市町

25日◇赤井川バーガー発表  
式／字常盤

27日◇教育4者懇談会／字  
赤井川

28日◇葬儀出席／余市町

(5月)

1日◇むらっこハウス視察  
対応／字赤井川

◇北電幹部来庁／字赤  
井川

7日◇入札／字赤井川

◇後志総合開発期成会  
総会／倶知安町

◇後志のむら連携協議  
会総会／倶知安町

8日◇赤井川村議会臨時会  
／字赤井川

9日◇村長杯パークゴルフ  
大会／字都

12日◇全国道路利用者会議  
総会／東京都

13日◇命と暮らしを守る全  
国大会・要望活動／  
東京都

## むらっこの日誌(4月)

2日◇校長教頭合同会議  
◇教頭会議

3日◇入札

10日◇総務開発常任委員会

17日◇校長教頭合同会議  
◇教頭会議

◇入札

20日◇教育委員会議

23日◇区会長会議  
◇道の駅直売所協議会  
総会

◇学校運営協議会

28日◇道営基盤整備工事説  
明会

30日◇畑かん用水施設維持  
管理組合理事会

## 今月の表紙

今月の表紙は、子ども第三の居場所開  
所式からの一枚。

開所式では感謝状贈呈や調印式のほ  
か、こども達による「むらっこはうす」の  
紹介動画を上映しました。

これからも「むらっこはうす」に通うこ  
ども達が元気に過ごし、成長していく姿  
が楽しみです。



## 人口と世帯

	日本人	外国人	総人口	前月比
人口	915	380	1,295	-130
男	465	234	699	-81
女	450	146	596	-49
世帯数	504	372	879	-130

※令和8年4月30日現在

# 赤井川村写真館～赤井川の四季～



赤井川へき地保育所進級式

撮影：企画地域振興係 場所：赤井川へき地保育所 撮影日：2026年4月16日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！

あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

## 編集後記

■皆さん、ゴールデンウィークは満喫できましたか？せっかくの連休でしたが天気もバツとせず、花見をするにも今年は桜の開花が例年よりも早かったみたいで、見頃が既に過ぎていた感じでしたね…

さて、気がつけば1年の折り返しになりました。毎年思いますが時間が経つのが早く感じます。それだけ充実した日々を過ごせているということなんだと思ひながらこの半年間を振り返っていました。

残りの2026年も充実した毎日を通じたいと思います！（古渡）

【発行情報】広報あかがわ2026年6月号（No.733）

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川174番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail [info@akaigawa.com](mailto:info@akaigawa.com)

■印刷／株式会社 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や市政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



広報あかがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO<sub>2</sub>削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。

